

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職等により、住居を失った、または失うおそれがある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

令和2年4月20日から対象拡大 ※下線部が対象拡大部分

離職・廃業から2年以内 または **休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



仕事がない・減った
家賃が払えない・・・



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

○住居確保給付金の支給家賃額

(単位:万円)

		岡山市	倉敷市	玉野市	その他市町村
支給家賃額 /月 (上限額)	単身世帯	～ 3.7	～ 3.5	～ 3.48	～ 3.1
	2人世帯	～ 4.4	～ 4.2	～ 4.2	～ 3.7
	3人世帯	～ 4.8	～ 4.6	～ 4.5	～ 4.0

※支給期間は原則3ヶ月間(一定の条件により、2回(最長6か月)の延長が可能)

※世帯月収や実際の家賃額により支給家賃額は変動します。

○主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄	
次の①又は②に該当し、住居を失った又は失うおそれがありますか? ① 離職・廃業をした日から2年以内 ② <u>やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少</u>	<input type="checkbox"/>	
世帯月収は収入基準額(※)以内、かつ、世帯全体の預貯金等は 資産基準額(※)以内ですか? (単位:万円)	<input type="checkbox"/>	
(※) 基準額の目安		
収入基準額(月額)		
資産基準額		
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか?	<input type="checkbox"/>	
上記①の場合、常用就職を目指す就職活動を行うことができますか? 上記②の場合、現在、働くことができる状態ですか?	<input type="checkbox"/>	
職業訓練受講給付金を受給していないですか? <u>(令和5年3月までは併給が可能)</u>	<input type="checkbox"/>	
暴力団員ではないですか?	<input type="checkbox"/>	

<すべての項目にチェック✓が付いた方>

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があるため、裏面の相談窓口に電話にてご相談ください。

お問合せ先：お住いの市町村の自立相談支援機関

市町村	相談窓口	住所	電話番号
岡山市	岡山市寄り添いサポートセンター	岡山市北区鹿田町1-1-1	0800-200-8730
倉敷市	倉敷市生活自立相談支援センター	倉敷市阿知1-7-2-804-2	086-427-1288
津山市	津山市自立相談支援センター	津山市山北520	0868-32-2133
玉野市	玉野市生活支援相談窓口	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5564
笠岡市	笠岡市生活総合支援センター	笠岡市笠岡1866-1	0865-69-2015
井原市	福祉課生活福祉係	井原市井原町311-1	0866-62-9526
総社市	総社市生活困窮支援センター	総社市中央1-1-3	0866-92-8374
高梁市	高梁市生活あんしん サポートセンター	高梁市向町21-3	0866-22-9111
新見市	新見市生活相談支援センター	新見市金谷640-1	0867-88-6588
備前市	備前市福祉事務所 社会福祉課生活福祉係	備前市東片上126	0869-64-1826
瀬戸内市	瀬戸内市生活相談支援センター	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-24-7714
赤磐市	赤磐市暮らし・しごと 応援センター あすてらす	赤磐市下市344	086-955-0552
真庭市	真庭市生活自立支援センター	真庭市久世2927-2	0867-42-1581
美作市	美作市総合相談支援センター	美作市北山390-2	0868-75-0330
	美作市大原・東粟倉・作東地域 生活就労支援センター	美作市江見280	0868-75-2622
浅口市	浅口市福祉事務所	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007
西粟倉村	西粟倉村福祉事務所	英田郡西粟倉村影石95-3	0868-79-7100
美咲町	美咲町福祉事務所	久米郡美咲町原田1735	0868-66-1129
新庄村	住民福祉課	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646
和気町	備前県民局福祉振興課	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3967
吉備中央町			
早島町	備中県民局福祉振興課	倉敷市羽島1083	086-434-7055
里庄町			
矢掛町			
鏡野町	美作県民局福祉振興課	津山市椿高下114	0868-23-1293
勝央町			
奈義町			
久米南町			

◎相談・受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

※窓口により受付時間が異なる場合がありますので、事前にお電話にてご確認ください。